

# 【歯科医療機関】医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算の届出

## 既に届出した医療機関

届出期限：令和7年4月4日まで

電子処方箋  
導入済み

届出直しが必要

加算1～3  
を算定

電子処方箋  
未導入

届出直しは不要

加算4～6  
を算定

マイナ保険証利用率  
の新たな実績要件への該当

届出直しは不要

実績に応じ、算定区分が変わります

## 新たに届出する医療機関

届出期限：算定を開始する月の1日まで

新たに  
届出する場合

いずれの場合も  
新たに届出が必要